平成２５年（フ）第４０号
兵庫県加東市曽我635番地２、破産手続開始決定時の住所兵庫県西脇市坂本50番地の２
破産者　西山　　樹
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６４５号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番８号　リバ・ストーリーＡ―302号
破産者　遠藤久美子
1　破産債権の届出期間　平成27年９月10日まで
2　一般調査期日　平成27年10月19日午後４時
平成27年８月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―1003号、住民票上の住所北九州市小倉北区須賀町17番11号
破産者　岡本時夫こと　朴　　時榮
1　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
2　一般調査期日　平成27年10月26日午前10時30分
平成27年８月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２５号
大阪府和泉市テクノステージ１丁目３番４号
破産者　泉州化成株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年９月20日まで
2　一般調査期日　平成27年11月12日午前10時30分
平成27年８月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1257番地の５レピア和泉中央802、開始決定時の住所堺市南区晴美台１丁35番13号
破産者　久保　准一
1　破産債権の届出期間　平成27年９月20日まで
2　一般調査期日　平成27年11月12日午前10時30分
平成27年８月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿39番地40
破産者　長谷川　修
1　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
2　一般調査期日　平成27年12月３日午後２時30分
平成27年８月21日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市七松町２―４―３、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田本町４番44号
破産者　竹岡　　章
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年11月13日午前10時
平成27年８月21日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
広島県三次市十日市南２丁目２番６号
破産者　髙野　訓三
1　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
2　一般調査期日　平成27年10月30日午前10時
平成27年８月21日　広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２４２号
大分県由布市庄内町阿蘇野5449番地２、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見4548番地の1373
破産者　小野　信子
1　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
2　一般調査期日　平成27年11月17日午後１時45分
平成27年８月21日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
滋賀県甲賀市甲賀町神2102
破産者　廣岡　和美
1　破産債権の届出期間　平成27年10月５日まで
2　一般調査期日　平成27年10月30日午前11時30分
平成27年８月21日　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１９号
岡山市北区大安寺南町２丁目７番23号アスナロ大安寺103号、開始決定時の住所岡山市北区大安寺南町２丁目７番23号ケアホーム大安寺103号
破産者　三宅　俊作
1　破産債権の届出期間　平成27年10月20日まで
2　一般調査期日　平成27年11月25日午前10時10分
平成27年８月21日
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１０３号
鹿児島市山之口町12番28号
清算株式会社　株式会社妙
代表清算人　長島　光枝
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第６号
埼玉県戸田市美女木３丁目８番５号
清算株式会社　株式会社ダステック
代表清算人　吉田　俊治
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　定義
協定債権のうち、元本部分を「特別清算債権」という。なお、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。
⑵　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑶　弁済の場所
本協定における弁済は、清算株式会社の現在の住所（埼玉県戸田市美女木三丁目８番５号）において行うものとする。ただし、協定債権者から振込先の銀行等の口座の指定があった場合は、当該口座への振込送金の方法により弁済を行うものとし、振込手数料は協定債権者の負担とする。
⑷　弁済における端数の処理
弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、免除を受ける額について１円未満の端数を切り上げ、弁済する額について１円未満の端数を切り捨てる。
2　協定債権の取り扱い
⑴　協定債権の弁済
ア　弁済額
清算株式会社は、協定債権者に対し、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。
イ　弁済日
清算株式会社は、本協定認可決定確定後３か月以内に上記弁済を行う。
ウ　遅延利息
本項に基づく弁済については、その理由の如何をとわず、遅延利息を付さないものとする。
⑵　協定債権の免除
ア　元本（特別清算債権）
元本（特別清算債権）については、上記⑴の弁済時に、各協定債権者の特別清算債権の総額から上記⑴の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
イ　利息債権及び遅延損害金請求権
協定債権者の有する協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。